

**【 投薬 】****113 ジクアホソルナトリウム及びレバミピド点眼液の算定について**

《令和6年4月30日》

**○ 取扱い**

次の傷病名に対するジクアホソルナトリウム（ジクアス点眼液3%）及びレバミピド点眼液（ムコスタ点眼液UD2%）の算定は、原則として認められない。

- (1) 角膜炎
- (2) 兔眼症

**○ 取扱いを作成した根拠等**

角膜炎は、角膜に生じた炎症の総称であり、感染・角膜異物・外傷・ドライアイ・リウマチ等の全身性疾患が主な原因となる。治療の基本は原因を特定した上で、それに応じた眼軟膏や点眼液を投与することである。

兔眼症では、顔面神経麻痺、甲状腺機能亢進症による眼球突出、外傷等により眼瞼が完全に閉鎖できない状態となり、眼球表面が乾燥により傷害されることから、眼球表面を保護するため、人工涙液、精製ヒアルロン酸ナトリウム点眼液、油性眼軟膏を使用する。

ジクアホソルナトリウム（ジクアス点眼液3%）及びレバミピド点眼液（ムコスタ点眼液UD2%）は、ドライアイ治療剤であり、ドライアイを伴わない傷病名に対する投与の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、上記(1)(2)の傷病名に対するジクアホソルナトリウム（ジクアス点眼液3%）及びレバミピド点眼液（ムコスタ点眼液UD2%）の算定は、原則として認められないと判断した。